

第215回大規模小売店舗立地審議会 議事要旨

1 日時・場所

令和2年12月21日(月) 10:00~11:30
県庁10階 特9会議室

2 出席者

(1) 委員

渡邊会長、久保委員、川添委員、北澤委員、大森委員、平田委員、若色委員、吉城委員

(2) 事務局

商工部中小企業振興課

3 審議事項

(1) 「(仮称)ドラッグストアモリ水巻店」に係る新設届出について

(2) 「(仮称)ダイレックス新志免店」に係る新設届出について

(3) 「ライフガーデン甘木」に係る新設届出について

(4) 「(仮称)SVH 福岡東店」に係る新設届出について

(5) 「(仮称)HI ヒロセスーパーコンボ小郡店」に係る新設届出について

4 議事要旨

(1) 「(仮称)ドラッグストアモリ水巻店」の新設届出について、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

(2) 「(仮称)ダイレックス新志免店」の新設届出について、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

(3) 「ライフガーデン甘木」の新設届出について、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

(4) 「(仮称)SVH 福岡東店」の新設届出について、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

(5) 「(仮称)HI ヒロセスーパーコンボ小郡店」の新設届出について、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

また、届出内容の訂正について、次回事務局から報告することとした。